



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年10月

No.53

## 特集 【特集】スキルアップや転職へ向けて

お子さんの成長に伴って、スキルアップや転職に向けて資格取得等を検討されている方も少なくないのではないのでしょうか。エールながさきでは、資格取得・スキルアップについてのご相談・講座のお問合せ等、お受けしています。

そこで今回は、資格取得やスキルアップについての情報、資格取得に伴うひとり親向けの給付金等についてご紹介いたします。

### ■ハロートレーニング（離職者対象の公的職業訓練）

スキルアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的的制度です（選考あり）。原則無料で受講できます

（※テキスト代等は自己負担）。

○「公共職業訓練」……雇用保険（失業保険）を受給している求職者が主な対象

○「求職者支援訓練」…雇用保険を受給できない求職者が主な対象

### ◆求職者訓練支援制度では、

★「求職者支援訓練」または、「公共職業訓練」を原則無料で受講できます。

（テキスト代等は自己負担）

★**託児サービス**を付加した訓練コースも実施しています

★収入・資産などの一定の要件を満たせば、訓練期間中、「**職業訓練受講給付金**」（受講手当月額 **10万円他**）が支給されます

※具体的なコース情報は、下記のホームページをご覧ください。

### 【長崎労働局・ハロートレーニング】

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/redirect/nagasaki\\_redirect\\_36.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/redirect/nagasaki_redirect_36.html)

※いずれも**一定の要件や手続等**がありますので、詳しくは長崎労働局または住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

【長崎労働局】 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/home.html>

### ■専門実践教育訓練（教育訓練給付金）

#### 受講費用支援

一定の条件を満たす雇用保険加入の者（在職者）、または加入者でなくなってから1年以内（※適用対象期間の延長者は、最大20年以内）にある者（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し修了した場合、訓練費用の一定割合をハローワークから支給される制度です。

※支給対象者・支給内容等、詳しくは、最寄りのハローワークへお問合せ下さい。

※指定する専門実践教育訓練の内容は、ハローワークで閲覧できる他、下記ホームページでもご覧になれます。





## 【教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム】

[http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T\\_K\\_kouza](http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)

### ■教育訓練支援給付金

#### 生活支援

専門教育実践教育訓練を受講する 45歳未満の離職者に対して、雇用保険の基本手当の日額の80%相当額をハローワークから支給される制度です。  
※支給要件・給付の内容等、詳しくは最寄りのハローワークまでお問合せ下さい。



### ■自立支援教育訓練給付金（ひとり親向け）

#### 受講費用支援

母子家庭の母または父子家庭の父が、対象の教育訓練講座（看護師等の専門資格を目指す養成課程も含む）を受講し、修了した場合に受講費用の6割相当額が支給されます（上限：修学年数×200,000円 最大800,000円 / 下限：12,001円）。

※対象者・対象となる講座・支給内容については、お住まいの市町福祉事務所へご相談下さい。また、支給については**受講前**に都道府県等から講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

#### 【各福祉事務所等の連絡先一覧表】

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/08/1534319011.pdf>

### ■高等職業訓練促進給付金（ひとり親向け）

#### 生活支援

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関等で1年以上修業する場合には、生活費の負担軽減のため、給付金を受給することができます（※対象者・支給内容については、お住まいの市町福祉事務所へお問合せ下さい）

★対象資格の例：看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・社会福祉士・調理師等

対象資格は、市町によって異なります。お住まいの市町福祉事務所へお問合せ下さい。

### ■YELL ながさき 就業支援メイクアップセミナーのご案内【長崎市・対馬市】

就職活動や職場での好印象に繋げるメイク・身だしなみを実践形式で行ないます。（受講料無料）

★長崎市★ ～長崎市在住のひとり親の方～

【日時】 令和元年11月10日（日）10:30～12:30 / ②令和2年2月2日（日）13:00～15:00

★対馬市★ ～対馬市在住のひとり親の方～

【日時】 令和元年12月8日（土）13:00～15:00

【問合せ・申込先】 YELL ながさき <https://www.yell-nagasaki.jp/seminar.html>

チラシ・申込書はYELL ながさきホームページからもダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき